

独立行政法人 国立病院機構

呉医療センター
中国がんセンター



魅力的な 奨学金制度

呉医療センター・中国がんセンターは奨学金制度を導入しています

貸与金額

年間 **60** 万円
(前期後期2回(30万円)に分けて支給)

対象者

看護師養成所等卒業後
常勤助産師・看護師として
勤務を希望する学生

募集人数

若干名

※詳細は裏面を参照ください。

魅力的な奨学金制度

看護師養成所等を卒業後、
当院に常勤助産師・看護師として
勤務する意思のある方へ
奨学金を貸与いたします。



貸与金額

年間 **60** 万円

(前期後期2回(30万円)に分けて支給)

貸与期間

奨学生となった日の属する年度から
看護師養成所等を卒業する年度までの期間
※最長4年間

貸与を受けることができる方

- ・平成30年4月1日以降看護師養成所等に在学する方
- ・助産師・看護師免許取得後、常勤助産師・看護師として当院に勤務する意思のある方
- ・保護者の収入等が一定額以下の方
※保護者の収入等が給与所得の場合 787 万円以下・給与所得以外の場合 328 万円以下



貸与決定までの流れ

- ① 応募必要書類の提出
- ② 書類選考・面接
- ③ 貸与決定通知の発送
- ④ 誓約書・振込口座依頼書の提出
- ⑤ 指定口座に資金振込

応募期間

貸与を希望する年の6月末まで

応募必要書類

- ・奨学生申請書
- ・在学証明書(学年が明記しているもの)
- ・履歴書
- ・保護者の所得証明書または課税証明書



返還債務の免除

- ・看護師養成所等を卒業後、当院において、常勤助産師・看護師として貸与期間相当勤務した場合は全額免除します。
- ・貸与期間以下で離職した場合は在職期間に応じて免除します。

奨学生の資格の取消について

次に該当する場合は、その時点で貸与は解除されます。
貸与した奨学金は、すみやかに全額返還していただきます。

- ① 看護師養成所等を中途退学した場合
- ② 看護師養成所等で新たな学年に進級できないとき
- ③ 呉医療センター・中国がんセンターに勤務する意思がなくなった場合
- ④ 貸与を辞退された場合

問い合わせ

〒737-0023 呉市青山町3-1
管理課 庶務班長
Tel 0823-22-3111(内線7800)
<http://www.kure-nh.go.jp/>

独立行政法人 国立病院機構

呉医療センター
中国がんセンター